

証券コード 2351

2025年6月11日

株 主 各 位

埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
株 式 会 社 A S J
代表取締役社長 青 木 邦 哲

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.asj.ad.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ASJ」又は「コード」に当社証券コード「2351」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分（営業時間の終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）
2. 場 所 埼玉県川口市川口一丁目1番1号
キュポ・ラ本館棟 4階 フレンディア
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、
賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

○株主総会当日ご来場される株主の皆様へ

- ・会場の入口付近には、アルコール消毒液をご用意させていただきます。
- ・株主総会当日は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトにてご報告させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症からの社会経済状況の正常化が進む中で緩やかな回復基調が続いている反面、長期化する円安やエネルギー・原材料価格の高止まりを背景とした物価上昇が続いております。また、世界経済につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化を含む地政学リスクの高まり等による不安定な国際状況が続いております。

当社が属するクラウドサービス市場におきましては、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の流れが続くとともに、生成AI技術の急速な進化と実装への期待の高まりを背景に力強い市場の拡大が続続き、業容拡大や競争力強化に向けたクラウドサービスへの投資は活性化している状況にあります。

そのような状況の中、当社グループでは、将来の業容拡大、新たなサービスの創生及び新たな事業領域の進出等を目的として、2024年10月に「姫路ラボ&サーバセンター」を竣工する等、積極的に先行投資を実施してまいりました。

売上収益につきましては、クラウドインテグレーションサービスにおきまして、大型案件の獲得が順調に進み、堅調に推移いたしましたが、ECサービスにつきましては、消費者物価指数の上昇に伴う消費者マインドの低下等による顧客単価低下の影響を受け、ECサービス売上収益が前期比7.6%減少したことにより、通期連結売上収益が2,741,544千円（前期比3.7%減）となりました。

利益面につきましては、プロジェクト工程管理の徹底を強化する等、開発工程の効率化等により、売上原価率が前期比1.6ポイント低下いたしました。また、各サービスの価格転嫁が進み、高利益率のサブスクリプション型売上収益が堅調に推移いたしました。

その結果、売上収益営業利益率が2.2ポイント改善し、営業利益は161,125千円（前期比56.9%増）となりました。

また、当連結会計年度及び今後の業績推移等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討を重ねた結果、今後の安定的な利益計上が

見込めることから、回収可能と判断した部分について106,962千円の法人税等調整額（益）を計上したことにより、親会社の所有者に帰属する当期利益は246,771千円（前期比119.8%増）と3期連続増益いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの主たる設備投資は、「姫路ラボ&サーバセンター」の建設及び新規事業用のソフトウェアの開発であり、総額734,529千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達について、「姫路ラボ&サーバセンター」建設費の支払いを目的とし、国内金融機関より長期借入金として500,000千円の資金調達を実行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

項 目	第 39 期 (2022年 3 月期)	第 40 期 (2023年 3 月期)	第 41 期 (2024年 3 月期)	第 42 期 (2025年 3 月期)
売 上 収 益 (千円)	2,491,280	2,753,790	2,846,964	2,741,544
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△484,746	78,535	102,691	161,125
親会社の所有者に帰属する当期利益又は 親会社の所有者に帰属する当期損失(△) (千円)	△484,603	62,828	112,276	246,771
基本的１株当たり当期利益又は 基本的１株当たり当期損失(△) (円)	△61.13	7.90	14.12	31.04
資 産 合 計 (千円)	3,963,584	4,064,364	4,237,436	4,874,057
資 本 合 計 (千円)	2,486,099	2,544,341	2,655,186	2,892,563
１株当たり親会社所有者帰属 持分 (円)	312.67	320.00	333.94	363.79

- (注) １. 基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
２. １株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ASUSA Corporation	US \$ 100千	100%	インターネット研究・開発
株式会社イー・フュージョン	100,000千円	100%	iPhoneアプリの企画開発及びWebコンテンツの企画制作 コンサルティング
株式会社ＡＳＪコマース	72,000千円	100%	インターネット通信販売
アイテックス株式会社	100,000千円	100%	人事給与、就業・勤怠・労務 管理システムの開発、販売、 運用支援、保守サービス

- (注) １. 上記子会社は、全て連結子会社であります。
２. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アイテックス株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	880百万円
当社の総資産額	4,263百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するクラウドサービス業界におきましては、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の流れが継続するとともに、生成AI技術の急速な進化と実装への期待の高まりを背景に力強い市場の拡大が継続し、業容拡大や競争力強化に向けたクラウドサービスへの投資は今後も活性化していくものと予測しております。

このような環境の下、当社グループは、当連結会計年度の重点施策として、以下の事項を中心に取り組んでまいります。

①「姫路ラボ&サーバセンター」の稼働率の向上及び新たな事業領域の進出

当社グループの業容拡大を目的として、「姫路ラボ&サーバセンター」の建設を進め、2024年10月に竣工いたしました。

当社グループの収益は、「姫路ラボ&サーバセンター」の稼働率が向上することにより、サブスクリプションモデルによる売上収益増を見込めることとなります。

稼働率の向上に向けた具体的な施策といたしましては、既存サービスの分散、HRTechサービスに付随する新規サービス、ランサムウェアやデータ損失等から保護することを目的としたセキュアバックアップサービスや組織のBCP対策に寄与した新規サービス等を含む複数の新規サービスを2025年度に開始するとともに、中長期的には、生成AI技術を活用した新たな事業領域の進出等を目指してまいります。

②人材の確保及び育成

当社グループの持続的な成長のためには、人材の確保及び育成は重要な経営課題の一つとして認識しております。当連結会計年度より、人材採用枠を拡大し、今まで以上に採用活動を積極的に実施することで人材の確保に努めてまいります。

また、生成AIを中心とした新規技術に関する人材育成に関する教育基盤の整備等を通じ、優秀な人材の育成に向けた取組みを推進してまいります。

③東京証券取引所グロース市場の上場維持基準への適合及び上場維持に向けた取組み

当社は、東京証券取引所グロース市場に上場しております。しかしながら、グロース市場の上場維持基準のうち、「時価総額基準（上場10年経過後から適用）」におきましては基準を満たしておらず、2025年4月1日より改善期間入りし、2026年3月31日までに基準を満たす必要があります。

その中で、当社では、個人投資家様を中心とした当社株主様の投資機会の確保に向け、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準への適合を目指しつつ、東京証券取引所スタンダード市場への市場区分の変更申請並びに名古屋

屋証券取引所メイン市場への新規上場申請を行い、審査を受けている状況にあります。

現時点では、承認日は未定であるとともに、市場区分変更申請が株式会社東京証券取引所の承認を受けられるか、また、新規上場申請が株式会社名古屋証券取引所の承認を受けられるかどうかにつきましても未定である状況にございますが、上場維持に向けて取り組んでまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループでは、今後の更なる事業成長に向けてコーポレート・ガバナンスを継続的に強化していくことは必須であるものと考えております。今後におきましても、実効性のある、効率的かつ信頼性の高い組織基盤の構築・運用に努めてまいります。また、コーポレートガバナンス・コードに準拠し、経営の透明性を高めるとともに、意思決定の迅速化の実現に向けて取り組んでまいります。

⑤企業価値向上に向けたサステナビリティ活動の充実

当社は、持続可能な社会の実現に向けた責任を果たすとともに、サステナビリティ活動を推進していくことは企業価値向上のための重要な施策と位置付けております。

当社グループでは、地域清掃活動、地域の高等学校等の出張講座への講師の派遣、情報セキュリティへの取り組み、女性活躍推進に向けた労働環境の整備等を行っております。

また、公益財団法人A S J財団が返済不要の給付型奨学金を支給していることから、同財団に対し、継続的な寄附活動を行うことにより、日本のために学習する学生の支援を行う等のサステナビリティ活動を行っております。

今後におきましても、日本のためにできることを追求し、企業価値向上に寄与するサステナビリティ活動を実施してまいります。

⑥株主還元の方針と資本効率の向上

当社は、株主様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、株主資本の充実と長期的な安定収益力の維持に努めていくとともに、継続的に安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

引き続き、剰余金の配当及び自己株式の取得を含む資本政策の見直しを適時実施し、ROE及びROIC向上に資する取り組みを強化してまいります。

また、投資家との対話を重視し、適切な情報開示とガバナンス体制の整備を通じて信頼性のある経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されております。また各社の主な事業内容はネットサービス事業であり、単一のセグメントであります。

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社

本	社	埼玉県川口市
技	術	埼玉県川口市
姫路ラボ&サーバセンター	兵庫県姫路市	

②子会社

ASUSA Corporation	本 社	アメリカ合衆国
株式会社イー・フュージョン	本 社	埼玉県川口市
株式会社A S J コマース	本 社	埼玉県川口市
アイテックス株式会社	本 社	東京都千代田区
	大阪事業所	大阪府大阪市
	仙台事業所	宮城県仙台市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 147名（前期末比 7名減）

（注）1. 使用人数は就業員数であります。

2. 当社グループはネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名	3名減	40歳8ヶ月	14年11ヶ月

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	574百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社武蔵野銀行	19百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 26,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,951,100株 |
| ③ 株主数 | 3,550名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
丸山 治昭	1,971,900	24.80
公益財団法人A S J 財団	1,192,700	15.00
上田八木短資株式会社	206,000	2.59
株式会社三井住友銀行	136,300	1.71
株式会社S B I 証券	126,713	1.59
田村 公一	119,200	1.49
A S J 従業員持株会	114,800	1.44
青木 邦哲	114,300	1.43
株式会社埼玉りそな銀行	113,600	1.42
堀 正明	95,500	1.20

- (注) 1. 当社は、自己株式を18株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	丸 山 治 昭	C o - C E O
代 表 取 締 役 社 長	青 木 邦 哲	C o - C E O & C O O
専 務 取 締 役	沼 口 芳 朗	最高技術責任者
取 締 役	田 代 博 之	事業推進本部担当役員
取 締 役	星 俊 秀	開発部担当役員
取 締 役	仁 井 健 友	社長室兼 I R 室兼DX・セキュリティ推進室担当役員
取 締 役	津 崎 博 久	管理本部担当役員
取締役（監査等委員・常勤）	田 村 公 一	
取締役（監査等委員）	安 永 嵩	安永嵩税理士事務所所長
取締役（監査等委員）	石 井 裕 二	税理士法人世田谷税経センター代表社員税理士
取締役（監査等委員）	奥 脇 貞 美	奥脇貞美税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち、安永嵩氏、石井裕二氏及び奥脇貞美氏は、社外取締役であります。
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、上記のほか、以下のとおりであります。
- ・代表取締役会長丸山治昭氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の取締役会長を兼務しております。
 - ・代表取締役社長青木邦哲氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・専務取締役沼口芳朗氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の取締役副社長を兼務しております。
 - ・取締役田代博之氏は、当社子会社である株式会社 A S J コマースの取締役を兼務しております。
 - ・取締役星俊秀氏は、当社子会社である株式会社イー・フュージョンの取締役を兼務しております。
 - ・取締役仁井健友氏は、当社子会社である株式会社 A S J コマース、アイテックス株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役津崎博久氏は、当社子会社である株式会社イー・フュージョン、株式会社 A S J コマース、アイテックス株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役（監査等委員）田村公一氏は、当社子会社である株式会社イー・フュージョン、株式会社 A S J コマース、アイテックス株式会社の監査役を兼務しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 取締役（監査等委員）安永嵩氏、取締役（監査等委員）石井裕二氏及び取締役（監査等委員）奥脇貞美氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員）安永嵩氏、取締役（監査等委員）石井裕二氏及び取締役（監査等委員）奥脇貞美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

・当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	
取締役（監査等委員を除く）	90,638千円	90,638千円	7名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,750千円 (4,635千円)	12,750千円 (4,635千円)	4名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	103,388千円 (4,635千円)	103,388千円 (4,635千円)	11名 (3名)

イ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- ・取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第32期定時株主総会において取締役（監査等委員を除く。）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額5千万円以内と決議いただいております。
- ・当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役は4名（うち、社外取締役は3名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

【基本方針】

- ・ 当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、グループ経営に対する責任度合い及び貢献度合い等を総合的に考慮し、適正な水準とすることを基本方針としております。

【基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針】

- ・ 当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が個人別の報酬等について起案し、本案を指名・報酬委員会において協議し、その答申内容を踏まえ、取締役会決議により決定しております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬等の額については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成されており、業務の分担等を勘案し、指名・報酬委員会において協議し、その答申内容を踏まえて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- ・ 指名・報酬委員会は委員の4分の3が独立社外取締役で構成され、委員長も独立社外取締役としております。

③ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）安永嵩氏は、安永嵩税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社と安永嵩税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石井裕二氏は、税理士法人世田谷税経センター代表社員税理士を兼務しております。なお、当社と税理士法人世田谷税経センターとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）奥脇貞美氏は、奥脇貞美税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社と奥脇貞美税理士事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	社外取締役期待される役割 に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	安 永 嵩	取締役会 14回中全て 監査等委員会 15回中全て	主に税理士としての専門的見地から、必要に応じて適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	石 井 裕 二	取締役会 14回中全て 監査等委員会 15回中全て	主に税理士としての専門的見地から、必要に応じて適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	奥 脇 貞 美	取締役会 14回中全て 監査等委員会 15回中全て	主に税理士としての専門的見地から、必要に応じて適宜発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 ゼロス有限責任監査法人

② 報酬等の額

	ゼロス有限責任 監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額で記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ゼロス有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「A S J 行動基準」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指す。

内部監査に関する業務については、内部監査室を内部監査担当部署とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。

また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用するものとする。

なお、当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の執行に関する事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書取扱規程」において定める。

責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管する。

また、子会社についても「関係会社管理規程」により、当社の取締役会の承認を得るべきもの、当社の管理部署に報告すべき事項を定める。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、社内規程を整備し、取締役の管理のもと各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し最小限に留めるよう努める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」、「職務権限基準表」その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定める。

業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、これを基礎として、子会社各社で諸規程を定めるとともに、子会社取締役、監査役及び使用人と意思疎通を図ることで、企業集団における情報の共有と職務執行の適正を確保する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。

また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は、当社及び子会社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとする。

重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査等委員に、子会社の取締役は監査役に速やかに報告する。また、子会社の監査役は、監査等委員に対して子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する。

内部通報窓口担当者は、当社及び子会社の使用人からの内部通報について内容が法定・定款違反等の恐れのあるときは、監査等委員会へ報告する。

- ⑧ 前記⑦の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、内部監査室との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行する。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めるものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程に則って自ら率先して行動するように徹底しております。取締役会については原則、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- ② 監査等委員会において定めた監査方針、監査計画等に基づき監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、運用状況を確認しております。
- ③ 経営上のリスクの分析及び対策の検討については取締役会が行い、各部署においては、社内規程を整備し、各所属長が運用・管理を行うことによりリスク低減に努めております。
- ④ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、株主資本の充実と長期的な安定収益力の維持に努めていくとともに、継続的に配当を実施していく方針であります。

また、当社は定款の定めに従い、剰余金の配当について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。

当社では、将来の業容拡大、新サービスの創生及び新たな事業領域の進出等を目的として2024年10月に「姫路ラボ&サーバセンター」を竣工いたしました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、ステークホルダー皆様の長年に亘るご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

当期の剰余金の配当につきましては、2025年5月12日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当2円00銭に加えて、株主の皆様への感謝の意を表するため、1株当たり1円00銭の記念配当を実施させて頂くこととし、合計1株当たり3円00銭とすることといたしました。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	1,883,228	流 動 負 債	1,233,021
現金及び現金同等物	989,514	営業債務及びその他の債務	687,403
営業債権及びその他の債権	723,338	短 期 借 入 金	183,012
棚 卸 資 産	98,679	そ の 他 の 金 融 負 債	30,303
そ の 他 の 流 動 資 産	71,697	前 受 金	203,068
		未 払 法 人 所 得 税 等	11,936
		引 当 金	32,819
		そ の 他 の 流 動 負 債	84,478
非 流 動 資 産	2,990,828	非 流 動 負 債	748,471
有 形 固 定 資 産	1,932,741	長 期 借 入 金	510,771
の れ ん	13,134	そ の 他 の 金 融 負 債	23,012
無 形 資 産	702,510	退職給付に係る負債	147,219
そ の 他 の 金 融 資 産	236,353	引 当 金	23,616
繰 延 税 金 資 産	103,469	繰 延 税 金 負 債	43,752
そ の 他 の 非 流 動 資 産	2,618	そ の 他 の 非 流 動 負 債	99
		負 債 合 計	1,981,493
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	2,892,563
		資 本 金	1,375,538
		資 本 剰 余 金	1,294,841
		自 己 株 式	△8
		その他の資本の構成要素	125,643
		利 益 剰 余 金	96,548
		資 本 合 計	2,892,563
資 産 合 計	4,874,057	負 債 及 び 資 本 合 計	4,874,057

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	2,741,544
売 上 原 価	△1,622,870
売 上 総 利 益	1,118,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△960,311
そ の 他 の 収 益	9,095
そ の 他 の 費 用	△6,332
営 業 利 益	161,125
金 融 収 益	8,031
金 融 費 用	△5,352
税 引 前 利 益	163,804
法 人 所 得 税 費 用	82,966
当 期 利 益	246,771
親会社の所有者に帰属する当期利益	246,771

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）

（単位：千円）

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				
	資 本 金	資本剰余金	自 己 株 式	その他の資本の構成要素	
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額
2024年4月1日残高	1,375,538	1,294,841	△8	113,563	—
当 期 利 益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	7,274	△558
当期包括利益合計	—	—	—	7,274	△558
配 当 金	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	—	—	—
2025年3月31日残高	1,375,538	1,294,841	△8	120,837	△558

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				純資産合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合 計	
	在外営業活動 体の換算差額	合 計			
2024年4月1日残高	5,487	119,050	△134,236	2,655,186	2,655,186
当 期 利 益	－	－	246,771	246,771	246,771
その他の包括利益	△123	6,592	－	6,592	6,592
当期包括利益合計	△123	6,592	246,771	253,364	253,364
配 当 金	－	－	△15,902	△15,902	△15,902
そ の 他	－	－	△84	△84	△84
所有者との取引額合計	－	－	△15,986	△15,986	△15,986
2025年3月31日残高	5,364	125,643	96,548	2,892,563	2,892,563

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 ASUSA Corporation
株式会社イー・フュージョン
株式会社A S J コマース
アイテックス株式会社

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

・償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

・公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

② 金融負債の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、償却原価で測定される金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者となった取引日に当該金融負債を認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定をしておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

・純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

・償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

取得原価は、原材料費、直接労務費、直接経費及び製造間接費のすべてを含めております。代替性がなく特定のプロジェクトのために製造され区分されている財またはサービスの棚卸資産の原価は個別法により算定しており、その他は先入先出法で算定しております。

④ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物	3～50年
・車両運搬具	6年
・工具器具備品	3～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ 無形資産の償却方法

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は取得日現在の公正価値で測定しております。自己創設無形資産は、資産化の要件を満たす開発費用を除いて、発生時の費用として認識しております。

当初認識後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 3～5年
- ・顧客関連資産 15年

⑥ リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定のコストに開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦ のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した、被取得企業に対する譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値を控除した額として、当初測定しております。

のれんは、当初認識後においては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

⑧ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合は、引当金の金額は、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値としております。現在価値の算定に当たって使用する割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の利率です。時の経過に伴う割引率の割戻しは金融費用として認識しております。

(i) 資産除去債務引当金

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、計上しております。

(ii) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑨ 従業員給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付は、勤務対価として支払うと見込まれる金額を見積み、割引計算は行わず、負債及び費用として認識しております。有給休暇費用は、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したとき負債及び費用として認識しております。賞与は、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額に信頼性をもって見積ることができる場合、負債及び費用として認識しております。

(ii) 退職後給付

一部の連結子会社は、従業員の退職後給付の制度として確定給付制度を運営しております。確定給付制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値で認識しております。当該確定給付制度債務の現在価値及び勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積み及び判断が求められます。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時時点の信用格付AA相当以上の社債の利回りに基づいております。

(iii) 複数事業主制度

一部の連結子会社は、確定給付制度に分類される複数事業主による年金制度に加入しております。これらについては、確定給付の会計処理を行うための十分な情報が入手できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を行っております。

⑩ 重要なヘッジ会計の方法

デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、金利の変動により資金調達コストが変動することを避けるため、借入に当たっては固定金利の借入れを行い、変動金利での借入れを行った場合には、原則として借入れと同時に金利スワップを締結し、金利を固定化する方針を採用しております。当該デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております

(i) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求を全て満たしているかどうかについても、ヘッジ開始時及び継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

(ii) 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ有効部分はその他包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ時期に、純損益に振り替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振り替えております。

ヘッジ会計の適格要件が満たされなくなり、ヘッジ会計が中止される場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には純損益に直ちに振り替えております。

⑪ 収益

当社グループでは、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、サービス、受託開発及び商品販売を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社グループは、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識します。

(i) サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、保守取引及びその他の役務を提供する取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

(ii) 受託開発

受託開発による取引については、(a)当社グループの履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社グループの履行が資産を創出するか又は増価させその創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当社グループの履行が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

(iii) 商品販売

商品販売を収益の源泉とする取引は、商品等の顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

⑫ 非金融資産の減損

非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又はその資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、每期又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び当該資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位について回収可能価額を見積ります。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に分配しております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを発生させないため、全社資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は、全社資産が属する資金生成単位について回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって当該資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんについて認識した減損損失は戻し入れいたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を検討しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。この場合には、減損損失がなかったとした場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額を超えない金額を上限として、純損益として戻し入れております。

(6) 追加情報

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、単体納税制度からグループ通算制度を適用することとなったため、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を前連結会計年度末から適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑫ 非金融資産の減損」に従い、有形固定資産及び無形資産は減損の兆候が存在する場合、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は每期又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。減損兆候の有無の判定及び減損テストに際しては事業計画等の仮定を利用しており、これらは、経営者の最善の見積りと判断により決定されているものの、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度に計上した金額は、連結財政状態計算書の有形固定資産、のれん及び無形資産の金額になります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

① 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	399,287千円
土地	152,399千円
計	551,687千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	33,012千円
長期借入金	510,771千円
計	543,783千円

② 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 931,780千円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 株 式 数
普 通 株 式	7,951,100株	一株	一株	7,951,100株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 株 式 数
普 通 株 式	18株	一株	一株	18株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年5月10日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 15,902千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 2円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 23,853千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 3円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月12日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループにおける資金運用は、安全性の高いものに限定して運用しております。

営業債権に係る信用リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。金利の変動に係る変動リスクに関しては、当社グループの資金管理事務処理規程に基づき管理しております。

当社グループは市場リスクをヘッジするため、金利スワップ等のデリバティブ金融商品を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、デリバティブ金融商品を利用した投機的な取引は行わない方針であります。また、金銭債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、純資産に対する持分に適正な修正を加えた評価により公正価値を測定する修正純資産方式により算定しております。

（借入金）

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により、公正価値を見積っております。

ただし、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融負債）

デリバティブ資産及び負債については、取引先金融機関等から提示された価額等に基づき見積もっております。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。
 なお、公正価値で測定する金融商品、帳簿価値と公正価値が近似している金融商品、
 およびリース負債については、次の表に含めておりません。

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	千円	千円	千円	千円
金融資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	1,812	—	207,295	209,108
合計	1,812	—	207,295	209,108
金融負債：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	—	△558	—	△558
合計	—	△558	—	△558

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル 1 とレベル 2 の間の重要な振替は行われておりません。

③ 評価プロセス

レベル 3 に分類された金融商品については、非上場株式等であります。これらの金融商品の公正価値の測定は、純資産に対する持分に適正な修正を加えた評価により公正価値を測定する修正純資産方式により評価しております。公正価値の測定に際しては、インプットの合理的な見積り及び適切な評価モデルの選択を含めて、評価結果は管理本部責任者によりレビューされ、承認されております。

なお、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

- ④ レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表
 レベル３に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりであります。

期首残高	194,819千円
利得及び損失合計	
その他の包括利益	7,097千円
その他	5,379千円
期末残高	<u>207,295千円</u>

6. 収益認識に関する注記

(1) 売上収益の分解

サービス	1,102,683千円
受託開発	643,185千円
商品販売	995,675千円
合計	<u>2,741,544千円</u>

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権

売掛金	307,568千円
未収入金	415,769千円
契約負債	
前受金	203,068千円

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、対価について重要な金融要素は含んでおりません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループは、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト及び履行に係るコストはありません。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分	362円80銭
(2) 基本的１株当たり当期利益	31円04銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,027,696	流 動 負 債	862,059
現 金 及 び 預 金	568,558	買 掛 金	12,743
売 掛 金	49,882	短 期 借 入 金	150,000
仕 掛 品	3,308	1 年 内 返 済 予 定 金	33,012
貯 蔵 品	2,853	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	4,856	未 払 金	553,670
未 収 入 金	366,141	未 払 法 人 税 等	11,687
未 収 消 費 税 等	27,431	前 受 金	80,600
そ の 他	4,663	預 り 金	9,426
固 定 資 産	3,235,559	そ の 他	10,919
有 形 固 定 資 産	1,847,592	固 定 負 債	516,556
建 物	880,505	長 期 借 入 金	510,771
構 築 物	11,833	そ の 他	5,744
車 両 運 搬 具	4,732	負 債 合 計	1,378,575
工 具 器 具 備 品	20,607	純 資 産 の 部	
土 地	921,470	株 主 資 本	2,884,380
建 設 仮 勘 定	8,442	資 本 金	1,375,538
無 形 固 定 資 産	178,034	資 本 剰 余 金	1,284,914
ソ フ ト ウ ェ ア	177,934	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,284,914
そ の 他	100	利 益 剰 余 金	223,934
投 資 そ の 他 の 資 産	1,209,932	そ の 他 利 益 剰 余 金	223,934
投 資 有 価 証 券	34,212	繰 越 利 益 剰 余 金	223,934
関 係 会 社 株 式	1,153,708	自 己 株 式	△8
繰 延 税 金 資 産	20,261	評 価 ・ 換 算 差 額 等	300
そ の 他	1,750	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	859
資 産 合 計	4,263,256	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△558
		純 資 産 合 計	2,884,680
		負 債 純 資 産 合 計	4,263,256

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		832,648
売 上 原 価		392,447
売 上 総 利 益		440,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		388,534
営 業 利 益		51,666
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	21,549	
そ の 他	8,596	30,146
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,942	
そ の 他	5,938	10,881
経 常 利 益		70,931
税 引 前 当 期 純 利 益		70,931
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,376	
法 人 税 等 調 整 額	△7,198	△3,822
当 期 純 利 益		74,753

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 計 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合
2024年4月1日残高	1,375,538	686,101	598,813	1,284,914	165,083	165,083
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△15,902	△15,902
準備金から剰余金への振替	—	△686,101	686,101	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	74,753	74,753
そ の 他	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	58,851	58,851
2025年3月31日残高	1,375,538	—	1,284,914	1,284,914	223,934	223,934

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	△8	2,825,528	681	—	681	2,826,210
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	△15,902	—	—	—	△15,902
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	74,753	—	—	—	74,753
そ の 他	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	177	△558	△381	△381
事業年度中の変動額合計	—	58,851	177	△558	△381	58,469
2025年3月31日残高	△8	2,884,380	859	△558	300	2,884,680

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
車両運搬具	6年
工具器具備品	3～20年

2) 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 3年間の定額法によって償却しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社では、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、サービス、受託開発を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社は、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識します。

1) サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、保守取引及びその他の役務を提供する取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

2) 受託開発

受託開発による取引については、(a)当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社の履行が資産を創出するか又は増価させその創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当社の履行が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式（貸借対照表残高 1,153,708千円）の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しており、連結計算書類作成における有形固定資産、のれん及び無形資産の減損兆候の有無の判定及び減損テストに使用されたものと同様の事業計画等を考慮しています。これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定されているものの、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

① 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	399,287千円
土地	152,399千円
計	551,687千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	33,012千円
長期借入金	510,771千円
計	543,783千円

② 有形固定資産の減価償却累計額 666,697千円

③ 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	6,052千円
関係会社に対する短期金銭債務	5,733千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	210,213千円
売上高	177,189千円
販売費及び一般管理費	33,023千円
営業取引以外の取引高	15,222千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	18株	一株	一株	18株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び、繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,565千円
未払事業所税	342千円
税務上の繰越欠損金	133,037千円
減損損失	23,167千円
その他	630千円
繰延税金資産集計	159,744千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△133,037千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当金	△6,051千円
評価性引当金 小計	△139,089千円
繰延税金資産合計	20,655千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△393千円
繰延税金負債合計	△393千円
繰延税金資産の純額	20,261千円

グループ通算制度の導入に伴う会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用することとなったため、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を前事業年度末から適用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	アイテックス 株 式 会 社	所有 直接 100.0	役員 の 兼 任	受 託 開 発 (注) 2	114,686	売 掛 金	4,498
				管理業務受託 (注) 3	35,257	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 受託業務に係る人件費相当額及び諸経費等を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 362円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円40銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5月27日

株式会社A S J

取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 慎 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 泰 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A S Jの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社A S J及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社A S J

取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 慎 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 泰 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A S J の2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ゼロス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ゼロス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社A S J 監査等委員会

常勤監査等委員 田 村 公 一 ㊞

監 査 等 委 員 安 永 嵩 ㊞

監 査 等 委 員 石 井 裕 二 ㊞

監 査 等 委 員 奥 脇 貞 美 ㊞

(注) 監査等委員安永嵩、石井裕二、奥脇貞美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループにおける今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～10. (条文省略)	1. ～10. (現行どおり)
(新設)	<u>11. AI (人工知能) を利用したサービスの企画、開発、設計、管理運営ならびにコンサルティングに関する業務</u>
(新設)	<u>12. AI (人工知能) に関する技術の研究、企画、開発、設計、管理運営ならびにコンサルティングに関する業務</u>
(新設)	<u>13. サイバーセキュリティに関するサービスの企画、開発、設計、管理運営ならびにコンサルティングに関する業務</u>
(新設)	<u>14. サイバーセキュリティに関する技術の研究、企画、開発、設計管理、運営ならびにコンサルティングに関する業務</u>
<u>11.</u> (条文省略)	<u>15.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<u>12.</u> 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権及び有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務 <u>13.</u> ～ <u>20.</u> （条文省略）	<u>16.</u> 情報通信、インターネット、A I（人工知能）及びサイバーセキュリティに関連する事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権及び有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務 <u>17.</u> ～ <u>24.</u> （現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会(委員の過半数は社外取締役)の答申を経て、取締役会が決定しております。また、監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	丸 山 治 昭 (1953年1月16日)	1984年2月 当社設立 代表取締役社長就任 2005年1月 代表取締役会長兼社長 最高経営責任者就任 2023年4月 代表取締役会長 Co-CEO就任 (現任) (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 取締役会長	1,971,900株
	(取締役候補者とした理由) 丸山治昭氏は、1984年に当社を設立以来、創業者として、常に優れた先見性とリーダーシップを発揮して、会社を牽引してまいりました。今後も、当社グループの経営戦略及び研究開発に尽力する取締役として適任と考え、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	あおきくにのり 青木邦哲 (1967年5月14日)	1999年4月 当社入社 1999年12月 取締役就任 2005年4月 常務取締役最高財務責任者就任 2008年4月 専務取締役最高財務責任者就任 2013年7月 専務取締役最高執行責任者就任 2022年6月 代表取締役専務 最高執行責任者就任 2023年4月 代表取締役社長 Co-CEO&COO就任 (現任) (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 代表取締役社長	114,300株
	(取締役候補者としての理由) 青木邦哲氏は、最高財務責任者及び最高執行責任者を歴任する等、当社グループの財務・経営全般において尽力してまいりました。その実績・経験から、当社グループの企業価値の向上に向け、経営戦略の立案と着実な執行を行っていく者として、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	ぬまぐちよしろう 沼口芳朗 (1963年5月10日)	2000年9月 当社入社 2001年4月 執行役員就任 2002年6月 取締役就任 2005年4月 常務取締役最高技術責任者就任 2008年4月 専務取締役最高技術責任者就任 (現任) (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 取締役副社長	13,800株
	(取締役候補者としての理由) 沼口芳朗氏は、最高技術責任者を務め、当社グループの技術全般を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	た しろ ひろ 博 之 田 代 博 之 (1973年7月25日)	1999年5月 当社入社 2008年6月 取締役就任（現任） （担当）事業推進本部担当役員 （重要な兼職の状況） 株式会社ASJ コマース 取締役	83,500株
		（取締役候補者とした理由） 田代博之氏は、各種サービスの運営全般を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。	
5	ほし とし ひで 星 俊 秀 (1975年1月19日)	1998年3月 当社入社 2007年4月 開発部長就任 2008年4月 AP開発部長就任 2008年6月 取締役就任（現任） （担当）開発部担当役員 （重要な兼職の状況） 株式会社イー・フュージョン 取締役	22,700株
		（取締役候補者とした理由） 星俊秀氏は、ソフトウェア開発を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。	
6	に い たけ とも 仁 井 健 友 (1975年6月26日)	2000年8月 当社入社 2008年6月 取締役就任（現任） 2022年5月 特定社会保険労務士 登録 （担当）社長室兼IR室兼DX・セキュリティ 推進室担当役員 （重要な兼職の状況） 株式会社ASJ コマース 取締役 アイテックス株式会社 取締役 情報セキュリティ室長	5,000株
		（取締役候補者とした理由） 仁井健友氏は、法定開示・適時開示等に関する業務及びCISA（公認情報システム監査人）として情報セキュリティに関する業務を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
7	つ ぎ き ひろ ひさ 津 崎 博 久 (1968年2月27日)	1991年4月 協和埼玉銀行（現埼玉りそな銀行）入社 2019年4月 埼玉りそな銀行 蓮田支店 支店長就任 2021年4月 埼玉りそな銀行 鳩ヶ谷支店 支店長就任 2023年4月 当社入社 2024年4月 執行役員就任 2024年6月 取締役就任（現任） （担当）管理本部長 （重要な兼職の状況） 株式会社A S J コマース 取締役 アイテックス株式会社 取締役管理本部長 株式会社イー・フュージョン 取締役	一株
（取締役候補者とした理由） 津崎博久氏は、当社の管理本部長として当社グループの財務・会計・総務全般の業務を統括管理しております。また、長年の金融機関勤務で培った知見を有しており、当社の企業価値向上に資する者として、取締役候補者いたしました。			

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役のうち3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	たむら きみかず 田村 公一 (1959年3月15日)	1986年2月 当社入社 2007年7月 内部監査室副室長就任 2008年6月 常勤監査役就任 2015年6月 当社取締役（常勤・監査等委員） 就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社イー・フュージョン監査役 株式会社A S J コマース監査役 アイテックス株式会社監査役	119,200株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 田村公一氏は、当社に長年勤務した実績・経験を基に、当社グループの事業に関する豊富な知見を有しており、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を備えていることから、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	やすなが たかし 安永 嵩 (1945年2月5日)	2002年7月 練馬東税務署法人課税第6部門 統括国税調査官 2004年7月 甲府税務署特別国税調査官 2005年6月 税理士登録 安永嵩税理士事務所所長（現任） 2006年6月 当社社外監査役就任 2015年6月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任） (重要な兼職の状況) 安永嵩税理士事務所所長	16,600株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 安永嵩氏は、税理士として会社税務・法務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しており、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を備えていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	いしい ゆうじ 石井 裕二 (1949年9月2日)	2004年7月 東京国税局税務相談室相談官 2009年7月 麹町税務署特別国税調査官 2010年6月 税理士登録 2010年7月 税理士法人世田谷税経センター 社員税理士 2015年8月 税理士法人世田谷税経センター 代表社員税理士（現任） 2017年6月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人世田谷税経センター代表社員税理士	3,500株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 石井裕二氏は、税理士として会社税務・法務に精通しており、会社経営に関する充 分な見識を有しており、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を備え ていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安永嵩氏及び石井裕二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安永嵩氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期
間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執
行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 石井裕二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任
期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づ
き、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契
約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令の定める額のいずれか高い
額としており、再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、安永嵩氏及び石井裕二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社員として指
名し、同取引所に届け出ております。なお、両氏が再任された場合には、引き続き独
立社員とする予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるゼロス有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が興誠監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要となる専門性、独立性、適切性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の事業に適した効率的かつ効果的な監査業務の遂行に関して適切であると判断したことによります。

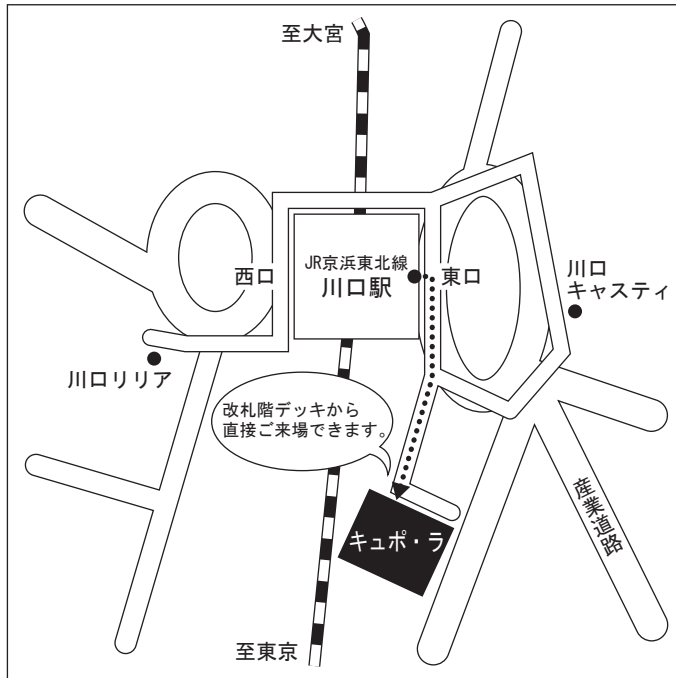
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

名	称	興誠監査法人		
事	務	所	主たる事務所 東京都中央区日本橋三丁目6番7号 ファミール東京グランリッツ510	
沿	革	2016年1月4日 興誠監査法人設立		
概	要	資本金		7百万円
		構成人員	社員（公認会計士）	7名
			公認会計士	8名
			事務職	1名
			合計	16名
			関与会社数	7社

以 上

定時株主総会会場ご案内図



キューポ・ラ本館棟 4階 フレンディア

埼玉県川口市川口一丁目1番1号

☎048-227-7603

J R川口駅東口より徒歩1分

※川口駅東口デッキから、キューポ・ラ本館棟2階につながっていますので、エレベーターまたはエスカレーターで4階までお上がりください。

※駐車券の配付はございません。お車でのご来場はご遠慮ください。